

国際競争力の強化

1. 国際的な港湾・空港機能の強化等

(1) 航空輸送体系の整備

①都市間競争力アップにつながる羽田・成田両空港の強化

我が国のビジネス・観光両面における国際競争力を強化するため、我が国の成長の牽引車となる首都圏空港(東京国際空港(羽田空港)、成田国際空港(成田空港))の機能強化を図っており、令和2(2020)年3月には最優先課題としていた首都圏空港の年間合計発着容量83万回を達成した。

また、首都圏の国際競争力の強化のほか、地方創生、「明日の日本を支える観光ビジョン」(平成28(2016)年3月30日、明日の日本を支える観光ビジョン構想会議)における訪日外国人旅行者数を令和2(2020)年に4,000万人、令和12(2030)年に6,000万人にする目標の達成等の観点からも、両空港の更なる機能強化は必要不可欠であり、両空港を合わせて年間約100万回の発着容量とするための取組を進めているところである。

②東京国際空港 (羽田空港) の整備

羽田空港は、我が国の国内線の基幹空港として、年間約8,532万人(令和元(2019)年)が利用している。

羽田空港においては、訪日外国人旅行者の受入拡大や我が国の国際競争力の強化を主眼として、令和2(2020)年3月29日から新飛行経路の運用を開始し、国際線の年間発着容量を約4万回拡大した。新飛行経路の運用にあたっては、騒音・落下物対策を着実に実施するとともに引き続き丁寧な情報提供に努めていくこととしている。

上記に加えて、拠点空港としての機能拡充に向けて、羽田空港のアクセス利便性の向上を図るため、空港アクセス鉄道の基盤施設整備に新規着手する。併せて、駐機場の整備や、航空機の安全な運航を確保するための基本施設及び航空保安施設の更新・改良等とともに、地震発生後も航空ネットワークの機能低下を最小限にとどめるための滑走路等の耐震性強化や、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策として多摩川沿いの護岸の整備等を実施する(図表2-4-1)。

図表2-4-1 東京国際(羽田)空港の整備



資料:国土交通省

③成田国際空港の整備

成田国際空港は、我が国の国際航空の中心として、年間約4,246万人(令和元(2019)年)が 利用している。

成田国際空港においては、令和元(2019)年12月に高速離脱誘導路の整備が完了し、令和2(2020)年3月29日から空港処理能力を年間約4万回拡大したところである。また、更なる機能強化として、平成30(2018)年3月の国、千葉県、周辺市町、空港会社からなる四者協議会の合意に基づき、B滑走路延伸・C滑走路新設及び夜間飛行制限の緩和により、年間発着容量を50万回に拡大する取組を進めることとしている。その第一歩として、上記合意を受け、令和元(2019)年11月に「成田国際空港株式会社法」(平成15年法律第124号)第3条に基づき国土交通大臣が定める基本計画を53年ぶりに改定し、滑走路の配置・空港敷地の面積等に関する項目を改定するとともに、令和2(2020)年1月に成田国際空港株式会社に対して航空法に基づく空港施設の変更許可を実施し、今後整備を行うこととしている(図表2-4-2)。

夜間飛行制限の緩和については、令和元(2019)年10月(冬ダイヤ)よりA滑走路において制限時間を午前0時から午前6時までの6時間(従来から1時間短縮)とし、C滑走路等供用後は空港全体としての制限時間を午前0時半から午前5時までとするとともに、各滑走路の運用時間を「午前5時から午後10時」と「午前7時半から午前0時半」の2種類とする「スライド運用」を採用し、飛行経路下における静穏時間をそれぞれ7時間確保することとしている。

今後も、国際線の基幹空港としての機能を持ちつつ、国際線・国際線の乗継需要も取り込んで国際航空ネットワークの強化を図りながら、国際・国内のLCC需要、貨物需要にも対応するよう取り組んでいく。

図表2-4-2 成田国際空港の施設計画



資料: 国土交通省

(2) 海上輸送体系の整備

①コンテナ取扱状況

首都圏の港湾は、上海、香港をはじめとする中国諸港やシンガポールといったアジア諸国の 港湾のコンテナ取扱量が飛躍的に増加している中で、コンテナ取扱貨物量自体は増加している ものの、相対的な地位を低下させており(図表2-4-3)、国際物流の大動脈たる基幹航路ネット ワーク(北米航路、欧州航路といった大型コンテナ船が投入される航路)を維持していくため には、港湾機能の強化等により、国際競争力の向上を図ることが必要である。

図表2-4-3 コンテナ取扱貨物量ランキング



注 : 数値はいずれも外内貿を含む。ランキングにおける () 内は平成29(2017)年の順位。

20フィート・コンテナを1として

TEU(twenty-foot equivalent unit): 国際標準規格(ISO規格)の

計算する単位。

資料:国土交通省

②国際コンテナ戦略港湾

我が国の経済の国際競争力を強化し、国民の雇用を維持・創出するためには、我が国と北米・ 欧州等を結ぶ国際基幹航路を安定的に維持・拡大していくことが必要である。

このため、平成22(2010)年8月に、阪神港及び京浜港を国際コンテナ戦略港湾として選定して以降、ハード・ソフト一体となった総合的な施策を実施し、平成23(2011)年にはコンテナターミナルの一体的運用を可能とする港湾運営会社制度の創設を内容とする港湾法の改正が行われ、さらに平成26(2014)年からは、戦略港湾への広域からの貨物集約等による「集貨」、戦略港湾背後への産業集積による「創貨」、大水深コンテナターミナルの機能強化等による「競争力強化」の3本柱からなる国際コンテナ戦略港湾政策に、国・港湾管理者・民間の協働体制で取り組んできた。

京浜港においては、平成28(2016)年3月に横浜港と川崎港で先行して設立された横浜川崎国際港湾株式会社を港湾運営会社として指定し、同社に対して国も出資したことにより、国・港湾管理者・民間の協働体制が構築された。港湾運営会社が実施する集貨事業に係る経費の一部を国が支援する「国際戦略港湾競争力強化対策事業」を活用して同社が集貨事業を実施しており、欧州航路の運航の再開(令和元(2019)年5月)に続き、新たな欧州航路の開設(令和2(2020)年5月)が予定されるなど、具体的な成果が出ている。

他方、平成30(2018)年4月の邦船三社の定期コンテナ船事業統合によるONE(Ocean Network Express Pte. Ltd.)のサービス開始など、船社間の共同運航体制の再編やさらなる船舶の大型化の進展により、国際基幹航路の寄港地の絞り込み等が進んでおり、これは京浜港でも例外ではない。こうした中、これまでの政策目標の達成状況、個別施策の実施状況をフォローアップし、今後の政策目標等の見直しを行った結果を「国際コンテナ戦略港湾政策推進委員会最終とりまとめフォローアップ」として、平成31(2019)年3月に公表した。具体的には、欧州・北米航路をはじめ、中南米・アフリカ航路等を含めた国際基幹航路の多方面・多頻度の直航サービスを充実させることを政策目標として、「Cargo Volume(貨物量)」「Cost(コスト)」「Convenience(利便性)」の3つの観点を備えた国際コンテナ戦略港湾を目指し、重点的・効率的な集貨、コンテナターミナルの生産性向上、港湾の完全電子化をはじめとする「集貨」、「創貨」、「

例えば、京浜港を含めた国際コンテナ戦略港湾において、大型コンテナ船が寄港するコンテナターミナルの荷役能力向上や港湾労働者の確保に向けた労働環境改善に対応するため、近年、目覚ましい発展を遂げているAI、IoT、自働化技術を組み合わせ、良好な労働環境と世界最高水準の生産性を有する「ヒトを支援するAIターミナル」の実現に向けて取組を進めており、具体的には、平成31(2019)年3月に策定した目標と工程に基づき、AIを活用したターミナルオペレーションの効率化・最適化に関する実証等の各種実証事業を実施するとともに、令和元(2019)年度に創設した支援制度を活用して遠隔操作RTGの導入促進を図る。これにより、令和5(2023)年度中に、コンテナ船の大型化に際しても運航スケジュールを遵守した上で、外来トレーラーのゲート前待機をほぼ解消することを目指す。

③京浜港の整備

京浜港においては、令和元(2019)年度より横浜港新本牧ふ頭地区を整備する(図表2-4-4)等、コンテナ船の大型化に対応した大水深コンテナターミナル(水深16m以上)の整備を行っている。

また、京浜港の物流ネットワークを形成するため、東京港臨港道路南北線、川崎港臨港道路 東扇島水江町線、横浜港南本牧〜本牧ふ頭地区臨港道路の整備を進めている。

「位置図」 横浜港 本牧ふ頭 岸壁 (水深18m) 摩壁 (水深18m) 整備箇所

図表2-4-4 横浜港国際海上コンテナターミナル再編整備事業(大水深コンテナターミナル)

資料:国土交通省関東地方整備局

④LNGバンカリング拠点の形成

国際海事機関(IMO)の決定(平成28(2016)年10月)により、一般海域における船舶から排出されるSOx(硫黄酸化物)の規制が令和2(2020)年から強化されるなど、船舶への国際的な環境規制が強化されており、排出ガスのクリーンなLNG(液化天然ガス)を燃料とする船舶の増加が見込まれていることから、LNGバンカリング(船舶への燃料供給)拠点の有無が港湾の国際競争力を左右する状況となっている。我が国は世界最大のLNG輸入国であり、LNG基地が港湾に多数立地していることから、横浜港をモデルケースとしたLNGバンカリング拠点の整備方策に関する検討会を平成28(2016)年6月に設置し、同年12月にとりまとめを行った。また平成29(2017)年4月には、「LNGバンカリング国際シンポジウムin横浜」を開催し、LNGバンカリング拠点形成と国際的なネットワーク構築に向け、船会社等様々な関係者の取り組みを推進した。さらに、平成30(2018)年度より、LNGバンカリング拠点を形成するために必要となる施設整備に対する補助制度を創設し、平成30(2018)年6月には「東京湾における事業」を含む2事業を採択したところである。引き続き、世界最大の重油バンカリング拠点であるシンガポール港をはじめ、諸外国港との連携を深めつつ、我が国港湾におけるLNGバンカリング拠点の令和2(2020)年度中の供用開始に向けて支援を行う。

⑤国際旅客船拠点形成港湾

クルーズ船の受入環境を改善するため、既存岸壁の改良・延伸、クルーズ船の誘致を目指す地

方公共団体とクルーズ船社との商談会の実施や乗客の満足を向上させるための上質な寄港地観光 プログラムの造成等、ハード・ソフト一体となったクルーズ船の受入環境の整備に取り組んでいる。

これらの取組の一環として、国土交通省は、クルーズ船社による旅客施設等に対する投資と国や港湾管理者による受入環境の整備を組み合わせ、短期間で効果的な国際クルーズ拠点の形成を図るため、国土交通大臣が指定する「国際旅客船拠点形成港湾」において旅客ターミナルビル等に投資を行うクルーズ船社に岸壁の優先的な使用を認める制度を創設した。首都圏からは、横浜港が指定され、大さん橋ふ頭と新港ふ頭に拠点を形成することとしており、平成30(2018)年11月に横浜市とそれぞれのふ頭に投資を行うクルーズ船社との間で長期の岸壁優先使用を認めること等が記載された協定が締結され、平成31(2019)年3月には大さん橋ふ頭の、令和元(2019)年11月には新港ふ頭の供用を開始した。

2. スーパー・メガリージョンの形成

(1) リニア中央新幹線の整備

リニア中央新幹線の整備は、東西大動脈の二重系化、三大都市圏の一体化及び地域の活性化等の意義が期待されるとともに、国土構造にも大きな変革をもたらす国家的見地に立ったプロジェクトであり、建設主体である東海旅客鉄道株式会社による整備が着実に進められるよう、国、地方公共団体等において必要な連携・協力が行われている。

リニア中央新幹線の開業により、三大都市圏が1時間で結ばれ、人口7,000万人の世界最大の巨大な都市圏が形成されることとなり、我が国の国土構造が大きく変革され、国際競争力の向上が図られるとともに、その成長力が全国に波及し、日本経済全体を発展させるものとなる。時間的には都市内移動に近いものとなるため、三大都市圏がそれぞれの特色を発揮しつつ一体化し、4つの主要国際空港(羽田、成田、中部、関西)、2つの国際コンテナ戦略港湾(京浜、阪神)を共有し、世界からヒト、モノ、カネ、情報を引き付け、世界を先導するスーパー・メガリージョンの形成が期待される。具体的には、東京圏の世界有数の国際的機能と、名古屋圏の世界最先端のものづくりとそれを支える研究開発機能、さらに、関西圏で長きにわたり培われてきた文化、歴史、商業機能及び健康・医療産業等が、新しい時代にふさわしい形で対流・融合することにより、幅広い分野で新たな価値が創出されていくことが期待される。

リニア中央新幹線の始発駅となる品川駅周辺については、「これからの日本の成長を牽引する国際交流拠点・品川」の実現に向け、まちづくりの計画段階から官民連携で検討を進めている。国土交通省と東京都は、関係者による議論を重ね、「国際交流拠点・品川」の実現に向けた基盤整備を前進させるため、平成31(2019)年3月に国道15号・品川駅西口駅前広場について事業計画を取りまとめた上で、同年4月に国道15号 品川駅西口基盤整備として事業化を行い、集約型公共交通ターミナル「バスタプロジェクト」の一つとして官民連携で整備を推進している。

また、国土交通省は、平成29(2017)年8月に「スーパー・メガリージョン構想検討会」を設置し、リニア中央新幹線をはじめとする高速交通ネットワークの整備がもたらす国土構造の大きな変革の効果を最大限引き出すための取組に関する検討を行い、令和元(2019)年5月に最終とりまとめを公表したところである。

なお、リニア中央新幹線(品川・名古屋間)については、平成30(2018)年10月、国土交通大 臣により、大深度地下の公共的使用に関する特別措置法に基づく使用の認可が行われている。

(2) ナレッジ・リンクの形成

国、独立行政法人、企業の様々な研究機関、大学等、我が国を代表する高水準の研究・教育機能が集積する筑波研究学園都市においては、TX(つくばエクスプレス)沿線の大学、研究機関や、近畿圏の知の創発拠点である関西文化学術研究都市との連携が強化され、知的対流(ナレッジ・リンク)が形成・拡大されることで、スーパー・メガリージョン内外のヒト、モノ、情報の高密度な連携から、高度な価値創造が行われる可能性がある。

このように、筑波研究学園都市を最大限に活用し、近接する柏の葉キャンパス等と連携しながら、リニア中央新幹線の開通を契機として中部や関西との広域的で新たな知識活動の連携を深め、ナレッジ・リンクの具体化につながるスーパー・メガリージョンを牽引するイノベーション拠点を形成することが重要である。また、研究機能の向上に加え、TX沿線地域ならではの暮らし方「つくばスタイル」が実現できる魅力的なまちづくりを進めることにより、日本の発展に寄与する知的対流拠点の形成を図ることとしている。

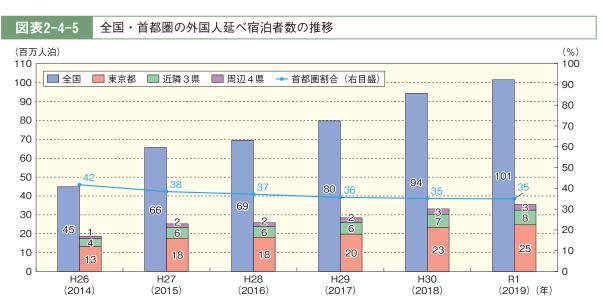
3. 洗練された首都圏の構築

(1) 広域的な観光振興に関する状況

(観光立国の推進)

観光立国の推進については、訪日外国人旅行者数の拡大に向けた訪日プロモーション等、実効性の高い観光政策を強力に展開していくこととしているが、日本政府観光局(JNTO)によると、クルーズ船の寄港数増加、航空路線の拡充、これまでの継続的な訪日プロモーションによる訪日旅行需要の拡大、さらに、ビザの緩和、外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充内容の周知等により、令和元(2019)年の訪日外国人旅行者数は、対前年比2.2%増の3,188万2千人で、過去最高を更新した。

なお、宿泊旅行統計調査によると、首都圏における令和元(2019)年の外国人延べ宿泊者数は、全国約1億143万人泊のうち約3,545万人泊となっており、その約7割が東京都で約2,474万人泊となっている(図表2-4-5)。



資料:「宿泊旅行統計調査」(観光庁)を基に国土交通省都市局作成

注 : 令和元(2019)年は速報値

(広域的な観光振興)

首都圏は、東京周辺のリング上のエリアに、国際観光の資源となり得る多様で多彩な自然や歴史、文化を擁している。東京に一極集中するインバウンド観光を、この首都圏広域リングと言うべきエリアに分散させていく必要がある。

観光庁では、広域周遊観光促進のための観光地域支援事業として、訪日外国人旅行者等の各地域への周遊を促進するため、観光地域づくりの舵取り役である観光地域づくり法人(DMO)が中心となって行う、調査・戦略策定からそれに基づく滞在コンテンツの充実、受入環境整備、情報発信・プロモーションといった、地域の関係者が広域的に連携して観光客の来訪・滞在促進を図る取組に対して総合的な支援を行っている。

令和元(2019)年度は、外国人旅行者限定コンテンツ体験モニター、多言語パンフレット・マップ作成、海外でのセミナー開催及び旅行博出展等の東京周辺エリアでの広域的な周遊観光促進に資する取組への支援を行った。

(2) オリンピック・パラリンピックに向けた取組

(オリンピック・パラリンピック開催を契機としたレガシーの創出)

平成25(2013)年9月に行われた第125次国際オリンピック委員会総会にて、東京2020大会を開催することが決定した。国土のグランドデザイン2050~対流促進型国土の形成~(平成26(2014)年 国土交通省)において「東京2020年大会は、東京だけでなく日本の各地域の姿を世界に見せることのできる絶好のチャンスであり、同時に、2050年を見据えて、その後のグローバリゼーションに対応した国土を形作る上でのまたとない機会であるととらえるべきである。」と位置付けられている。

昭和39(1964)年の前回大会の開催時は、高度経済成長期という時代背景の下、不十分であった交通インフラを、オリンピック・パラリンピックの開催に合わせ整備し、新幹線や首都高速道路等、高度経済成長を牽引するレガシー、つまり、競技大会等の開催により長期にわたり継承・享受できる社会的・経済的・文化的恩恵を生み出した。

一方、東京2020大会は、既に成熟した都市である東京を中心とした開催であり、国土のグランドデザイン2050にも示されているように、まさに我が国の先進的な取組を世界に示す契機であると考えられる。「持続可能性に配慮した運営計画」が定められ、前回大会の開催時と同様に新たに整備する施設もある一方、数多くの既存施設の活用・改良により環境負荷の低減等を図るなど、東京2020大会の持続可能性のコンセプト「Be better, together/より良い未来へ、ともに進もう。」の下、持続可能な社会の実現に向けた取組が進められている。

交通体系整備に係るインフラについて見ると、臨港道路南北線や環状第二号線等の道路ネットワークの整備(図表2-4-6、2-4-7)、都心と臨海地域とを結ぶ新しい交通機関であるBRT(バス高速輸送システム: bus rapid transit)の整備(図表2-4-8)、首都圏空港の機能強化及び空港アクセス等の改善に向けた都市鉄道の在り方の検討、更には美しい都市景観の創出や道路の防災性向上等の観点から無電柱化の推進等、東京2020大会のみならず、その開催後を見据えた首都圏の整備・検討が行われている。

また、開催に当たっては障害者だけではなく、高齢者等も含めた全ての人に向けたユニバー サルデザインの導入等、高い水準のアクセシビリティを提供するための取組が各地で進められ ている(図表2-4-9)ほか、暑熱対策として、道路緑化等の総合的な道路空間の温度上昇抑制 対策を推進している。

さらに、東京2020大会開催前や開催中に首都直下地震が発生することも想定し、本大会の開催を支えるため、平成29(2017)年8月、国土交通省及び関係機関の防災情報提供ツールを一元化し、多言語化やスマートフォン対応により、海外や国内において平時から容易に防災情報等を入手できる「防災ポータル/Disaster Prevention Portal」を開設している。また、平成30(2018)年の平成30年7月豪雨、同年2月の大雪、同年3月の霧島山(新燃岳)噴火等、近年頻発する災害を踏まえ、地震以外の災害の情報やライフライン情報、多言語対応サイトを追加する等、そのコンテンツを充実している(図表2-4-10)。

図表2-4-6 東京港臨港道路南北線の概要



資料:国土交通省

図表2-4-7 東京都市計画道路環状第二号線 の概要



資料:東京都提供

図表2-4-8 BRT運行ルート(大会期間前・期間中 プレ運行(一次))、デザイン



資料:東京都提供



第2章

図表2-4-9 全国・首都圏の鉄道駅の段差解消率(平成30(2018)年度末)

| | | 1日当たりの | | | | |
|----|------|--------------------|-------------|--------|---------------------------------|--------|
| | | 平均利用者数が 3千人以上の駅 | 段差が解消されている駅 | | うち基準に適合している設備により 段差が解消されている駅 | |
| | 茨城県 | 37 | 32 | 86.5% | 31 | 83.8% |
| | 栃木県 | 27 | 27 | 100.0% | 27 | 100.0% |
| | 群馬県 | 21 | 15 | 71.4% | 15 | 71.4% |
| | 埼玉県 | 175 | 174 | 99.4% | 165 | 94.3% |
| | 千葉県 | 218 | 204 | 93.6% | 204 | 93.6% |
| | 東京都 | 715 | 707 | 98.9% | 677 | 94.7% |
| | 神奈川県 | 328 | 317 | 96.6% | 316 | 96.3% |
| | 山梨県 | 13 | 10 | 76.9% | 9 | 69.2% |
| 首 | 都圏 | 1,534 | 1,486 | 96.9% | 1,444 | 94.1% |
| 全国 | | 3,586 | 3,407 | 95.0% | 3,241 | 90.4% |

注 : 対象駅は、利用者3,000人/日以上の旅客施設

資料:国土交通省

図表2-4-10 東京2020大会開催に向けた防災情報ポータルサイト「防災ポータル」

- ○東京オリ・パラ開催を支えるため、<u>国土交通省及び各関係機関の防災情報提供ツールを一元化し</u> <u>多言語化やスマートフォン対応</u>により、平時から容易に防災情報等を入手できるよう、<u>防災ポータルを</u> 開設。(平成29年8月)
- 〇平成30年7月豪雨などの近年頻発する災害を踏まえ、地震以外の災害に関する情報やライフライン情報、多言語対応サイトの追加等、コンテンツを充実。(平成30年10月)



国土交通省防災ポータル http://www.mlit.go.jp/river/bousai/olympic/

防災ポータル検索

資料:国土交通省

(オリンピック・パラリンピックと東北の復興)

東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会は、多様なステークホルダーが連携して、レガシーを残すためのアクションを推進していくために、「スポーツ・健康」、「街づくり・持続可能性」、「文化・教育」、「経済・テクノロジー」、「復興・オールジャパン・世界への発信」の5本の柱を定め、関係各者が一丸となって、計画当初の段階から包括的にアクションを進めていくこととしている。

このうち、「復興・オールジャパン・世界への発信」については、東京2020大会が、東日本 大震災からの復興の過程で世界から受けた支援への感謝を伝えるとともに、復興しつつある東 北の姿を世界に発信する絶好の機会になることから、この機会を利用して、復興の状況や被災 地の魅力を発信すること等により、今後の復興や更なる発展を後押しすることとしている。

4. 都市再生施策の進捗状況

(1)都市再生緊急整備地域の指定等

「都市再生特別措置法」(平成14年法律第22号)に基づき、都市の再生に関する施策の重点的 かつ計画的な推進を図るための基本的な方針(都市再生基本方針)が平成14(2002)年7月に閣 議決定されるとともに、平成14(2002)年度以降、都市再生緊急整備地域の指定が順次行われ、 令和元(2019)年度末現在、首都圏においては20地域が指定されている。首都圏内における直近 (令和元(2019)年度末現在)の事例としては、平成29(2017)年8月、「大宮駅周辺地域」(埼玉 県さいたま市)が指定されているほか、平成30(2018)年10月に、「新宿駅周辺地域」及び「横 浜都心・臨海地域」(神奈川県横浜市)の指定区域が拡大されている。

都市再生緊急整備地域内においては、国土交通大臣により事業計画が認定された優良な民間 都市再生事業については、一般財団法人民間都市開発推進機構による金融支援や税制上の特例 等の措置を受けることができるほか、既存の用途地域等に基づく用途、容積率等の規制を適用 除外とした上で自由度の高い計画を定めることができる都市再生特別地区等の都市計画の特例 がある。

また、平成23(2011)年10月には、官民の連携を通じて、都市の国際競争力の強化と魅力の向 上を図るため、特定都市再生緊急整備地域制度の創設、当該地域における整備計画の作成、民 間都市開発プロジェクトに対する新たな金融支援、道路占用許可の特例の創設等を内容とする 都市再生特別措置法の改正が全面施行した。首都圏における特定都市再生緊急整備地域は令和 元(2019)年度末までに7地域が指定されている。

(2)都市再生緊急整備地域内における民間都市再生事業計画の認定

都市再生緊急整備地域(特定都市再生緊急整備地域を含む。)に指定された地域においては、 都市再生の実現に向けたプロジェクトが着実に進められている。民間都市再生事業計画の認定 は、平成14(2002)年度から始まり、首都圏においては令和元(2019)年度末現在で88件の計画が 認定を受けている。

特定都市再生緊急整備地域「新宿駅周辺地域」では、令和元(2019)年5月、東京急行電鉄株 式会社、株式会社東急レクリエーションの実施する「(仮称) 歌舞伎町一丁目地区開発計画(新 宿TOKYU MILANO再開発計画)」が、都市再生特別措置法に基づく認定を受けた。

本事業計画では、多様な文化を発信する劇場、ライブホール、映画館などの複合エンターテ イメント施設や、外国人旅行者の多様な滞在ニーズに対応する宿泊施設を整備し、歌舞伎町の 集客力を強化するとともに、シネシティ広場と一体となった「屋外劇場的都市空間」を形成す ることにより、新たな都市観光拠点を創出する。また、バス乗降場の整備により、観光客の歌 舞伎町へのダイレクトなアクセスを可能とする空港連絡バスルートを形成し、歌舞伎町へのア クセス性を向上させる。あわせて、西武新宿駅前通りのリニューアルを通して、歌舞伎町と新 宿駅及び大久保エリア間の回遊性を強化し、まちのにぎわいを創出する都市観光インフラの整 備を目的としており、本事業は令和4(2022)年8月の竣工を予定している(図表2-4-11)。

このほか、首都圏内における直近(令和(2019)年度末現在)の事例としては、特定都市再生緊急整備地域「東京都心・臨海地区」において、令和元(2019)年7月、「虎ノ門・麻布台地区第一種市街地再開発事業」(東京都港区)が、民間都市再生事業計画の認定を受けている。

図表2-4-11 (仮称) 歌舞伎町一丁目地区開発計画(新宿TOKYU MILANO再開発計画)外観イメージ



資料:国土交通省

(3) 国際競争力強化及びシティセールスへの支援

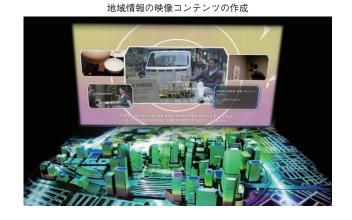
諸外国との都市間競争に打ち克ち、外国企業や高度な人材を呼び込むためには、国際的なビジネス環境の改善に加え、シティセールスが重要となる。国土交通省では、特定都市再生緊急整備地域におけるこれらの取組に対し、国際競争力強化・シティセールス支援事業によりソフト・ハード両面で総合的に支援を行っている。

支援事業の活用事例として、東京都心・臨海地域(大手町・丸の内・有楽町地区)の取組がある。同地区の企業集積と交通等の利便性を活かし、日本・東京の市場におけるビジネス拡大と、市場参入の入口としての機能を担うべく、巨大・先進マーケットとしての魅力を伝えるため、優れたビジネス環境を訴えるPR映像を制作し、外国企業に適切に届く発信等を行っている(図表2-4-12)。

図表2-4-12 シティセールス支援事業の活用事例(東京都心・臨海地域(大手町・丸の内・有楽町地区))



資料:国土交通省



(4) 国家戦略特区の取組

「国家戦略特別区域法」(平成25年法律第107号)に基づき、東京圏国家戦略特別区域として、 首都圏では、平成26(2014)年5月に東京都千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、江東区、 品川区、大田区及び渋谷区、神奈川県並びに千葉県成田市を指定し、平成27(2015)年8月には 東京都に係る特区の区域を東京都全域に拡大し、さらに、平成28(2016)年1月には千葉県千葉 市を追加した。

平成26(2014)年10月に、国・地方公共団体・民間により構成する東京圏国家戦略特別区域会 議を立ち上げ、令和元(2019)年度末現在、26回にわたって区域計画の作成・変更について内閣 総理大臣の認定を受け、規制の特例措置を活用した事業を推進している。

具体的には、都市計画法や都市再生特別措置法の特例を活用し、日比谷地区等において36件 の都市開発事業を推進しているほか、道路法の特例を活用した11件のエリアマネジメント事業 (図表2-4-13)、都市公園法の特例を活用した都市公園内における保育所等の設置(全国展開済)、 法人設立に関する申請等のための窓口を集約し、外国人を含めた開業を促進する「東京開業ワ ンストップセンター」の開設等の取組を実施している。また、国家戦略特区を活用した規制改 革等を推進していくため、平成28(2016)年10月4日付で内閣府及び東京都による「東京特区推 進共同事務局」が設置されている。

図表2-4-13 エリアマネジメントに係る道路法の特例による認定状況(令和2年3月18日時点)

| 認定年度 | 地域 | 事 業 主 体 | | |
|--------|-------------------------------|---|--|--|
| 平成26年度 | 東京都 | 京都 大丸有地区まちづくり協議会【丸の内仲通り等】 | | |
| | 東京都 | 一般社団法人新宿副都心エリア環境改善委員会【新宿副都心四号線・十二号線】 | | |
| 亚代07年在 | 東京都 | 一般社団法人大崎エリアマネージメント等【大崎駅東西自由通路・夢さん橋】 | | |
| 平成27年度 | 東京都 | さかさ川通り一おいしい道計画-【蒲田駅周辺街路】 | | |
| | 東京都 | 自由が丘商店街振興組合【特別区道一級幹線28号線・特別区道一級幹線29号線・特別区道H103号線】 | | |
| | 東京都 | 一般社団法人日本橋室町エリアマネジメント【日本橋仲通り及び江戸桜通り地下歩道】 | | |
| 平成28年度 | 東京都 | グリーン大通りエリアマネジメント協議会【池袋駅東口グリーン大通り】 | | |
| | 千葉県 | 株式会社幕張メッセ【千葉市道中瀬幕張町線等】 | | |
| 平成30年度 | 東京都 歌舞伎町タウン・マネージメント 【シネシティ広場】 | | | |
| 令和元年度 | 東京都 | 一般社団法人新虎通りエリアマネジメント【都道外濠環状線】 | | |
| 节仰几十层 | 東京都 | 一般社団法人浅草六区エリアマネジメント協会【浅草六区ブロードウェイ】 | | |

資料: 「国家戦略特区」(内閣府) を基に国土交通省都市局作成